

戦後台湾山地社会における原住民族言語の維持と継承 —キリスト教会が果たした役割に注目して—

森田 健嗣

はじめに

第1節 日本語、原住民族各言語による布教活動と上からの制限

第2節 ローマ字聖書の編纂

第3節 国語教育の進展による言語環境の変化と教会の対応

おわりに

(要約)

本稿では戦後の台湾山地社会、特に教会においていかに原住民族の言語が維持、継承されてきたのかについて論じる。戦後台湾の山地社会では一元的言語政策の推進と同時に、キリスト教も浸透していった。主として学校教育を通じた国語普及政策が徐々に進展したことで、原住民族言語の話者は消え行く道をたどったとき、宣教師らは為政者から受ける原住民族言語使用への圧力に対し妥協や譲歩で対応しつつ、原住民族の言語で布教を進め、その後さらに教会関係者はローマ字と国語を対訳した聖書等を編纂して信仰を続けた。しかも、為政者は完全に彼らの言語の消滅を目指すべく強行策をとることもなく、緩やかに制限するに留めていた。つまり国語普及の一方で、教会が半ば公然と原住民族の言語を使い続けることができたため、彼らの言語がようやく踏みとどまり、維持、継承されたのである。

はじめに

本稿は、戦後台湾における言語政策の展開を跡付ける作業として、原住民族の各言語がいかにして今日まで維持、継承されてきたのか、その過程を論じるものである。戦後台湾社会では一元主義的な「国語」(中国標準語)普及が展開され、国語以外の言語が存在する空間が狭まったことは、これまでの先行研究で明らかにされつつある¹。一方、2001年以後、母語教育が正式に学校カリキュラムに組み入れられているが、本格的実施の前までは課外授業の形で母語教育が実施されていた。このとき原住民族の言語を教授したり、またはテキストを編纂したりしたのはキリスト教の教会関係者だった²。つまり、戦後台湾の主として台湾原住民族が居住する山地社会³では国語普及という上からの一元的な言語政策が推進された一方で、教会という空間に原住民族の言語が温存されてきた、とひとまずは考えることができる。

では脱植民地化が代行⁴された戦後台湾のうねりのなかで、原住民族各言語はどのように維持、継承されてきたのか。本稿では先行研究⁵や筆者が収集した史料などをもとに、こうした点を明らかにすることで、現代台湾社会にみる原住民族母語復興にかかわる動きの前史を整理することとする。

なお、ある少数派言語が多数派言語のなかで維持され続ける諸要因の1つとして、宗教による結束力があることはこれまでもすでに指摘されているところだが⁶、本稿の内容を先取りすれば、

戦後台湾の山地社会にもこの指摘が当てはまるのであり、筆者は以下本論部分でこのことを実証的に論じていく。

第1節 日本語、原住民族各言語による布教活動と上からの制限

漢民族が居住する台湾平野部では戦後直後、主体的に「祖国」の言語である国語を学ぶ姿は、これまでも先行研究で論じられてきた⁷。だが原住民族がそのような行動をとることはあまり多くはなかったようである。それは黄智慧が「原住民族にはホーロー人、客家人が持つような『祖国』意識の対象は存在せず、彼らにとっての『故郷』とは生まれ育った台湾のみであり、また彼らは日本以外の国家に従属したこともなく、ゆえに帰属意識を持ち得るような対象とは、日本のみであった」⁸と論じていることからもうかがえる⁹。

積極的な「脱日本化」が見られない山地社会における人びとの信仰には、次のような動きが見られた。それは、日本による統治の終了後も神社への参拝を続けていた、という点である。具体的には田光明牧師による口述（1949年、初めての布教の地として南投を訪れた頃の様子）が参考になる。

私たちはそこで、まだいくばくかの人は、人がすっかりいなくなった神道の神社へと赴き、日本時代に拝んでいた「神道教」を参拝しているのを目撃した。彼らは朝晩ともにそこへ参拝していたが、その数は少なかった。当時私は、彼らがまだ熱心に、敬虔に日本の天皇を拝んでいたのを目の当たりにした。だが、彼らは日本人が戦争で負けたことにより、彼らが拝んでいたものに対しても、少しずつ、なぜ拝んでいるのかが分からなくなってきている様子を観察できた。後に、彼らの一部の者は、私たちが伝道する福音への接触を試みるようになった¹⁰。

つまり、それまでの日本による教育などの影響を受けて身につけてしまった習慣により、戦後しばらくのあいだ神社の参拝が続けられていたのだった。そして山地では、田の口述にあるように戦後になりキリスト教伝道が始められたが¹¹、そのとき宣教師らのとった方法とは、山地の人々により接近するため、日本語や原住民族の言語を用いるということだった¹²。

例えばブヌン族の地域では、胡文池が1948年に村落に入りブヌン語での布教を開始している。胡は精力的にブヌン族との接触を図ろうとし、当初から病院で礼拝、説教を行うほか、毎日時間を見つけてはブヌン族からブヌン語を学ぶことに勤しんだ。胡は言語の障礙を克服することでこそ、真にブヌン族の兄弟になれる、ということを知っていたのだという。また、胡はブヌン族への布教を進めていき、ブヌン族には文字がないことを知り、1年の時間を費やし、17個のローマ字母を編み出し『布農羅馬字母』（1949年）を出版した。胡はブヌンの若者らに彼らの姓名を彼らの言語で書かせるなど、言語や文字を通じて彼らの視野を広げようとした。結果、ブヌン族の若者たちは驚きと興味の面持ちで、熱心に自身の言語を学習したのだった¹³。さらに日本語、

国語、廈門音羅馬字の3つの言語による対訳の『聖經要理問答』（1948年）を、翌年1月には『布農羅馬字教本』を出版するなどしている¹⁴。

また1949年2月、胡文池、劉傳¹⁵ら一行数名はブヌン族の地域で布教した折、夜7時に村民200名を学校の教室に集め、胡が説教し劉傳がブヌン語に通訳するという礼拝を行い、さらに劉傳が村長をつとめる古風村を訪れた際には、夜に村人を派出所に集め胡が日本語で説教し、さらに劉がブヌン語へと通訳している¹⁶。

日本語を使った宗教活動は当局の取り締まりの動きを招くことになる。国史館所蔵「台湾省警務処」の資料によれば、台東県警察局より「本県警察局の報告によれば、本県新港区で真耶蘇教徒許吉等が不法に伝道し、専ら山地同胞を吸収している。……その伝道の住所や時間は定まらず、秘密裏に大衆を集め、日本語で政治評論を演説している。……1つの家庭内でときとして信徒と非信徒の間に衝突が起き、治安秩序に影響を及ぼしている」¹⁷と、当時の統治者は日本語での礼拝を警戒していたことがわかる。

では、原住民族の言語を使った布教についてはどうだったのか。教育部（教育を所管する省庁）は、宣教師がローマ字により山地の言語を表記したり、日本語の聖書を宣教の道具としたりしていることについて、「実に山地での国語推進に障礙となっている」と重大な関心を示し、教育部は1952年9月、翌年5月に内政部台湾省警務処山地室、台湾省民政庁、台湾省教育庁、台湾省国語推行委員会、台湾基督長老教会から人を呼んで、「山地国語座談会」を開催しているが、その議論の中心とは山地での布教に深く関わる次の点だった。「1、宣教師は国語により教義を説くよう望む。2、宣教の文字には注音符号を付す。3、中央・地方の人員が入山し視察をする際には日本語を話さない。4、日本語聖書の使用を禁止する。5、山地児童の日本語学習を禁ずる。6、日本語聖書処理辦法八項を制定する。7、山地郷鎮に専任の国語推進員をおき、台湾省政府の予算に組み入れる」¹⁸。つまり布教の活動自体を禁止するものではないものの、日本語を使った布教は禁止するとし、原住民族の言語で書かれた聖書に注音符号を打つことで、ひとまず妥協点を見出していたことがわかる。

上からの圧力について具体的な例をみってみる。1953年3月3日基督長老教会第二期総会（台南市）では「最近、政府は山地伝道で一律に国語を使用し、日本語聖書や山地語ローマ字聖書を没収するという厳しい制限を行っており、礼拝や布教に大きな支障をきたしている」との報告が米国人牧師からなされた。これに対し「今次総会としては政府に数十年來の本省伝道の実情を察していただき、一時的に本省言語及び山地語で伝道することを認め、信仰の自由を守っていただきたい」と決議した。だが、教会は直接的な政府との対峙を避けるため、次の方法をとった。それは、「児童の宗教教育には国語の教材を用い、説明には台湾語と山地の言語も用いる。また短期国語補習班では国語の聖書と国語の賛美歌を教えるものの、日本語聖書は礼拝では絶対に使わず、ただ個人の参考用途に限る」という譲歩である。だが「国語が山地で十分に普及するまでは、本省の言語や山地の言語で布教し、ローマ字聖書・賛美歌を一時的に兼用できるよう希望する。個人の自由のため没収などをしないでいただきたい」と要望し、政府の国語政策に応じる姿勢をみせつつ山地での布教を進めたのである¹⁹。

上記事項を当局に文書で届けたところ、5月2日に呉永華副議長、吳天命正書記らが「山地国語推進座談会」出席のため教育部に呼ばれた。結果、日本語聖書を没収しないという当局からの理解を得ることができ、さらに、聖書をローマ字に訳す点を述べたところ、注音符号で山地語聖書を翻訳するよう望む、という返答を得て、総会側はそのとおり受け入れる²⁰、とする妥協策を見出している。

ところが1953年7月25日、台湾基督長老教会総会が台湾省臨時省議会から届いた回答「為呈請審議禁用羅馬字聖經乙案復請查照由」（ローマ字聖書の使用を禁じる乙案審議申請への指示）に接したところ、文書には以下のように、日本語聖書の使用を完全に禁止する文言が見られた。

ローマ字聖書使用禁止問題については、本会第一期第四次大会で、梁許春菊議員が質問を提出している。俞主席の回答は以下のとおり。「日本語聖書とローマ字聖書の問題については、本府はキリスト教長老教会からの公文書申請に基づき、暫定的にローマ字注音山地台語、山地語布教を許す。」「本府民政庁と関係機関の協議の結果、ローマ字注音山地布教は暫定的に実施できると考える。ただ期日までに注音符号を学習しなければならない。聖書と詩歌を朗誦こと、及び日本語聖書没収を免じることの各項については、規定に合致しないので、徹底してその使用を禁ずる。」²¹

そして遂には1956、57年に宜蘭県²²、屏東県²³、嘉義県²⁴、苗栗県²⁵などからの報告にあるとおり、日本語聖書を没収しそれらを焼き払うという強い措置がとられるに至る²⁶。さらに桃園のある山地の教会からは、警官から脅迫的な言葉遣いで原住民族の言語による布教はだめだと言われた、という不満の声も上がっていた²⁷。

こうした日本語や原住民族の言語による布教への圧力とは、単に国語政策に反するため、という理由だけではなかった。次の1953年8月28日付台湾省政府令にあるように、日本語や原住民族の言語による布教は、山地での国民統合策を阻害するもの、と見做されていたからだった。

保安司令部から相次いで寄せられた情報によれば、このところ各県山地郷村の教会ではローマ文字で記された山地語、そして日本語の聖書を使い伝道活動が行われている。また日本語宣伝ビラをまき、日本語で発音を注記した唱詩や出版物などを印刷している。活動の時間は、いつも民教班の授業時間と重なる。さらに国旗の昇降や国歌斉唱では、教会信者は皆それに構おうとしない。これは特に山胞〔当時、原住民族をさした言葉。「山地同胞」の略称〕の政府への観念に影響を及ぼし、我が国国語の推進にも障礙となる²⁸。

しかし、当局からの制限がかかったがゆえに、人々がキリスト教への信仰を控える、ということではなく、正反対の動きが見られた。理由として教会が巧みに人心をつかんでいたことがあげられる。戦後台湾では平地、山地ともに、日本統治時代生まれの者を対象とした主として国語の補習を行う「民教班」²⁹が開かれていたが、山地では「形骸化し目標を失っている」などの報告が

あげられていた³⁰。ところが民教班とは違う空間、つまり「教会」への人の集まりが極めて良好だった。具体的には次のように観察されており、教会は人々に近づく術を知り尽くしていた様子がかがえる³¹。

山地の生活は単調で苦しく無味乾燥だが、山胞はキリスト教会の歌を頗る喜んで歌う。……キリスト教は山地で盛んになった。山地で流行歌が通じるが、学校、民教班で教わった歌を歌うものは甚だ少ない。最大の鍵は（1）教会が人々の心をひきつけている（2）教会は群衆の心理を掴むのに極めて長けており成果がとても大きい。反対に社会教育機関が推進する社会教育の効果は目立たない³²。

さらに、桃園県復興郷三光分駐所巡官からも、「高義国民学校付近の民教班は、本年（1956年）3月12日授業を開始した。受講者は毎日平均3、4人であり、天候不良だと1人も来ない」という報告がなされていた。そこで、「4月6日夜9時に崔光煒前任校長、宋鎮中山地治安指揮所参謀、李村訓村幹事、白静波代理巡査らが高義蘭部落基督長老教会に赴いた。集会には約30名の住民が参加している」³³とあるように、やはり教会は人が集まる場となっており、民教班へは足が遠のいていたことが分かる。このことは省政府の注意を引くこととなり、「目下、山地の布教、特に真耶蘇教が毎晩集会をし、民教班は極めて開きにくくなっている。制限を加える必要がある」³⁴と注意が喚起されている³⁵。

しかし一方で、教会への上からの圧力を自重する側面もあった。例えば、次の屏東県警察局からの報告にあるように、当時の政権にすれば同時代的に進行する「山地平地化運動」³⁶の展開に、教会の存在は有益だったと考える節も存在した。

光復以来、基督教会はあまねく人を遣わし山に入り各郷村で伝道を行い、すでに獲得した信徒の数も多く、教会を建設して礼拝を行っている。山地の良くない風俗習慣を取り除き、過去の迷信や悪い習慣を打ち破ることに、確かに助けとなっている³⁷。

けれども、次の指摘にあるように、教会の活動が社会不安を引き起こすという警戒感もみられる。

反対に、信者は病気になると祈祷を神にささげるだけで医者に診てもらわないとか、選挙のときに礼拝集会を使ってキリスト教徒出身の候補者の選挙宣伝や、非キリスト教徒を排斥し無意識のうちに派閥間で争うなど、いつも弊害がおきて、治安秩序に影響を与えている。甚だしくは信仰の自由が不幸にして以上の状況を生み出し、宗教の真理を失い、社会に良くない現象をもたらし、山地治安に影響を与えている³⁸。

つまり、当時の為政者は、教会を利用しつつも一方で圧力をかけるなど、完全に教会を抑えつ

けることはせず揺らぎが存在し、そうしたなかで信仰が行われ続けたことが分かる。

第2節 ローマ字聖書の編纂

前節で触れたように、教育部の決定によれば、原住民族の言語による布教は注音符号を付すという条件のもとで許されていたものの、上述したように牧師自ら原住民族の言語を習得し、それをローマ字化して聖書を編纂しようとする者もいた。

ただ、教会上層部から行き過ぎた行為だと判断されると、自制するよう促す声も発せられた。このことについては次の「書簡」から明らかになる。この資料は、1961年6月6日台湾基督長老教会総会山地宣道処から、台湾基督教山地文学編譯委員会に宛てた、日本語で書かれた書簡である。内容は山地文学編譯委員会アミ区会がなしたローマ字でアミ語を書くという決定について議論したものである。書簡では、「委員達はかゝる運動はこの特殊の時代に於ては国語の注音符号〔ママ〕を使用してゐる他族に対し或る危険な連帯感系を持つかも知れないと感じたのであります」という危機感が記されている。具体的な文面は次のとおり続く。

然し乍ら我々はアミ区会が、彼らのかゝる行動によって、今まで、少しく改変して使用されて来た注音符號に対し何も問題にしてゐなかつた政府が、これから他族がさういふ符號を使用することに対し態度を変へないとも限らぬことを考慮したか否かを知りたいのであります。台湾島内の凡ゆる言語を語る凡ゆる信者はキリストに在りて兄弟であり一体であります。従つて一つ体の一部份が同じ体の他の部份に危害を與へる様な行動は望ましくありません。……³⁹

そして、アミ族の教会にこの問題を再考するよう求めたのであった。つまり政府からの圧力を鑑み自制的な行動をとりつつ、山地での布教を進めていたのである。

しかし、アミ語については1963年からローマ字ピンインに改めた聖書が出版され始めた。中文と対訳になった『使徒行伝、加拉太書』（「使徒行伝」、「ガラヤテ人への手紙」）合冊本が出版され、1965年には『約翰福音』（「ヨハネによる福音書」）、『羅馬書』（「ローマ人への手紙」）などが出版されている⁴⁰。

しかも興味深いのは、聖書出版を担う「聖經公会」が原住民族各言語の聖書等の出版に関わっていたのみならず、原住民族の日本語聖書購入に対して補助金を出していたことである⁴¹。筆者が入手した1965年の『聖經公会在台湾工作及賬務報告』によれば、以下のようにローマ字化聖書等への翻訳作業が進められた様子がうかがえる。

[タロコ語]: 柯饒富牧師はすでに新約を完成。

[パイワン語]: 懷約翰が遠くない将来に出版予定。

[ブヌン語]: 胡文池牧師が責任者。毎月翻訳を進めている。

[アミ語]: 阿美文字翻訳社が引き続き進める予定、まもなく羅馬書が出版される。

[タイヤル語]: 穆克禮牧師が責任者となり、現在進行中。

さらに「本会が1965年11月から1966年10月末までに補助した各種聖書翻訳工作報告」には、「パイワン語聖書一補助金額14,400.00（用途：翻訳工作費）」のように、アミ語聖書、ブヌン語聖書、そして「山地語翻訳部」全体への具体的な補助金額が示されている。そして、「本会が1965年11月から1966年10月末までに補助した山地同胞聖書購買の状況」として、以下のように日本語聖書購入のための補助金が明確に示されている⁴²。

[日本語新旧約聖書]: 数量378冊、補助金額6,426.00、定価39元、売値22元、1冊につき補助17元。

[日本語新約聖書]: 数量67冊、補助金額134.00、定価8元、売値6元、1冊につき補助2元。

[国語新約注音聖書]: 数量605冊、補助金額6,050.00、定価20元、売値10元、1冊につき補助10元。

ただ、一連の原住民族の言語による熱心な宣教とは、主として山地の外部からの者（欧米人、漢民族）についてであり、原住民族内部から牧師を育成しても順調に進まない側面があった。ルカイ族地域で宣教活動を行っていた呉銅燦は、せっかく育て上げた原住民族の牧師が自己の言語を「軽く見ている」という記録を残している。台南神学院で開かれた「山地伝道工作研究会」（1964年4月）で、呉は「教理、聖書への認識がまだ浅い点について」として次の点を語っている。

山地信徒の教会各種集会への参加は熱心だが、聴いた内容の記憶が定着せず、ある信徒は只笑い話だけを好んでいる。加えて山地伝道師の受けた教育には限りがあり、山地の特殊状況もあるので、多くは聖書や教理を正しく説教できない。よって信徒の参加は習慣的なものへと変化し、最近参加率が下がり憂慮に堪えない！聖書や教理について信徒に理解させる手立てを講じるのは急務だ。さらに憂慮しているのは、幾ばくか教育を受けた山人（ほぼ宣教師）は山地語の聖書を丹念に読み込まず、彼ら自身の言語を軽く見ている。これは聖書を読み込む際の大きな障壁となっている⁴³。

しかもこうした現象は、ルカイだけではなく、アミ、タイヤル、パイワン、ブヌンの地域でも「人々は戦前は日本語を用い、戦後は中国語〔ママ〕を用いている。よって老人と若者で同じ言語を使えず、目下自らの文字を歓迎していない」⁴⁴と報告されるように、原住民族の消極性が嘆かれている。つまりどちらかといえば、欧米人や平地の漢民族の牧師が熱心に原住民族の言語を用いた活動を展開していたのである。

また、実のところ国語普及政策の一方で、信仰の間では原住民族の言語が半ば公然と使われていた理由の1つに、政令の不備があったことも指摘されている。つまり、「1966年1月……報告

によれば、同県大同郷樂水村基督教長老会は『山光』という刊行物を発行し、山胞に読ませて山地言語を学ぶよう唱えており、国語教育推進に影響を及ぼしかねない」と、国語普及への影響を懸念するものの、「台湾省民政庁 1966 年 4 月 25 日民丁字第 2849 号には『宗教団体は山地に入ればその地域の方言を使うこと』、山地布教での注意事項第六条前段には『本国人の入山布教は国語を用いなくてはならない、あるいはその土地の方言で伝道を講ずる』という規定がある。現行法令は、地元方言を使ってはならないとする制限がない」⁴⁵と、当局も認めていたからだった。

第 3 節 国語教育の進展による言語環境の変化と教会の対応

けれども、原住民族の言語による聖書は信仰の場で当局からの圧力がかかり使うことができない、という声は確かに上がっていた。1971 年の長老教会総会議事録によれば「政府にたいし、山地教会が山地語聖書、聖詩の出版を許可するよう求める案」が提出され、以下のように現状が報告されている。

- (1) 山地教会には自己の言語による聖書を必要としている。
- (2) だが、警察機関は山地教会が山地語聖書、聖詩の出版を禁止した。
- (3) 山地教会が用いる字母は国家が定めたものであるにもかかわらず取締りを受けた。
- (4) ブヌン族教会新約聖書の翻訳は既に完成したものの、警察の取締りにより印刷出版に付すことができない。

よって、総会は当局に対して山地教会が山地の言語による聖書などの出版を許すよう求めている⁴⁶。

しかし実際のところ、1970 年代の山地にある教会では、原住民族の言語を用いた信仰が実践されていた。その具体的な事実については、次の国史館所蔵資料「教会活動調査表」などから明らかになる。この資料は台湾省警務処が 1974~76 年にかけて台湾各地の教会の動向を知るべく密偵を送り込み信者になりすませ、教会内部の動向を報告させた資料である。この資料には、ブヌン⁴⁷、ルカイ⁴⁸、パイワン⁴⁹、アミ⁵⁰、タロコ⁵¹の各教会に配置された密偵からの報告が克明に記されている。また、ツォウ族については嘉義県警察からの報告⁵²があがっている。どれにも共通していえることは、まず国語で説教をし、原住民族の各言語に通訳、または併用している、という様子が記されていることだ。さらにどの報告にも末尾には「不法な言行は見られない」という一文が添えられるのみで、報告時点で原住民族の言語による信仰を抑え込もうとした動きは見られない⁵³。

一連の報告にある原住民族の言語と国語を併用する点について言えば、戦後の政権による学校教育を受けた人々が年々増えたことにより、主として国語しか理解できない若い信徒が増えてきたという理由がある⁵⁴。牧師と信徒の間に横たわる言語の隔たりについて、1979 年 4 月 30 日付『玉神之音』（玉山神学院発行）の記事のなかで、次のように述べられている。

比較的年長の牧師は国語ができないし、またいくらかの牧師は日本語もほとんどできない。……牧師は国語を話せないが、多くの青少年は長い間平地で勉強したり職についたりしているので、彼らは毎日国語で会話をしている。よって自然と方言〔原住民族各言語〕を理解せず、牧師と彼らの間にも距離を生んでいる⁵⁵。

さらに玉山神学院ツォウ族学生が組織した布教団への随行記録（1982年1~2月）では、ツォウの老人の様子について、次のように観察されている。

訪問の行程で忘れられないことの1つに、皆が礼拝では国語で神を讃えるなか、礼拝で国語を諳んじない多くの老人のことがあげられる。私は、彼らが理解しているようで実は理解のできない歌を歌う表情や朴訥とした表情を見るに耐えられなかった。そして彼らが母語で神を賛美する内なる心を表現できず、惜しんでいる感情を深く察した⁵⁶。

このことについて、「言語は文化の重要な要素であるが、……自己の文字を媒介としていない場合、老人は崇め敬う彼らの心をうまく表せない。若い人は〔国語教育の〕客観的な環境の影響を受けており、自ずと自らの母語で心の意を表せない。前者は比較的容易に克服できる。だが後者は文化的アイデンティティーの影響を受けており、奥深い問題だ」⁵⁷と指摘しているのである。

よって、母語を理解できない信徒のために、国語と対訳した聖書を発行できないか、という議論が、早くも1970年代初めにあがっていた。議事録によれば「タロコ語聖書と国語聖書を対訳したものを印刷編集することが議題として掲げられている。具体的な要望事項とは、(1) タロコ語聖書の出版はすでに7、8年たつが、非識字者・老人について本族の聖書を読み、若い者もまた遍く使えるようにする。(2) 多くの若い人が深く本族の語句を理解するのが難しく、国語と対訳とすることでその意味を理解させる必要がある……」というものであり、聖經公会に対訳聖書の印刷補助を求めていた⁵⁸。

結果、1970年代終わりからは、次のような国語と原住民族各言語を対訳にした聖書が多く出版されていくことになる。

- ・ 国語聖書のほか、特に地方のために対訳聖書を出版した。①現代中文訳本閩南語ローマ注音新約聖書：(二版) 5,000冊出版。②国語 - アミ対訳詩篇：5,000冊出版⁵⁹。
- ・ 1980年6月12日：アミ聖書翻訳者方敏英教士（Miss Virginia Fey）は旧約翻訳稿の全部を完成させ、対訳聖書の組み版を開始している⁶⁰。
- ・ 国語聖書の印刷のほか、現代中国語訳本の閩南語羅馬注音新約聖書と、ヤミ - 国語対訳聖書を引き続き出版する。現在積極的にヤミ、およびタロコと国語の対訳聖書製作を進めている⁶¹。

しかも、「本会は長きにわたり準備を進め、またみなに関心や期待の高い国語ローマ字対訳聖書は教育部からの返信をすでに得て出版が許されている。目下、製版中であり来年4月中旬には出版できる予定である」⁶²と当局の許可すら下りているのである。つまり政府からすればたとえ原住民族の言語が併用されていても、国語を使用していることである程度は目をつむることのできる範囲としたのではないかと考えられる。

おわりに

筆者は本稿冒頭で、戦後台湾の山地社会では国語普及という上からの一元的言語政策が推進された一方で、台湾原住民族の言語はどのように維持、継承されてきたのか、という問いを掲げた。そして本稿での検討を経ることで筆者は次のことが言えるのではないかと考える。

戦後台湾の山地社会は、当時の政府による学校教育や「山地平地化運動」に代表される一元的な言語・文化政策が展開され山地社会の構造が変化したと同時に、これまたキリスト教も山地社会に根深く浸透していった⁶³。キリスト教の布教過程で欧米人、漢民族の牧師といった外部の多くの者が山に入り、医療活動などを通じ人々の人心をつかむ努力をしつつ、政府からの圧力に対し妥協や譲歩で対応して原住民族の言語、さらには日本語で布教を進めたということも本稿を通じて確認できた。

日本語は省政府令で禁止され、また山地全体の学校教育が着実に進展したことなどにより、原住民族の言語は消え行く道を辿った。だが、為政者は完全にその消滅を目指すべく様々な強行策を講ずるのではなく、単に警告を発するだけ、さらには制限に関する政令の不備さえも見られた。つまり山地を統治する際、人心をうまく掌握しているキリスト教の存在を否定することになると、山地社会に混乱をもたらしかねず、しかし統治者からみれば行き過ぎだと判断される布教には制限をかけるといふ、利用しつつ緩やかに制限を施す、というように使い分けがあったこともみてとれる。ゆえに、教会は公然と原住民族の言語を信仰の場で使い続けることができた。

一方、山地での国語普及全体を見渡してみると、平地と比して戦後しばらくは順調に進展したものではなかった。日本語、原住民族の言語は排除される対象となり、学校などで使うと罰則が科せられるという手段がとられた⁶⁴ものの、教員の質⁶⁵の改善が進みにくかったことに加え、児童の出席率は低く⁶⁶、さらに非学齢期を対象とした民教班へは、結局のところ日常生活への負担が大きいという憂慮の声すらあがっていた⁶⁷。けれども時代が下ってくると徐々に学校教育の効果があらわれ、原住民族のあいだで国語が広く普及していく⁶⁸。このことは使用言語の世代間格差を生んでしまうことに結びつき、本稿でも触れたような、国語が用いられる礼拝の場で言語面において周縁化されるツォウの老人、といった例を生み出すのである⁶⁹。

そして学校教育を通じて徐々に進展する国語普及策の影響により、若い世代で原住民族の言語を十分に理解できる者が少なくなると、国語と原住民族各言語を対訳とした聖書などが出版されるに至る。さらに近年、母語の回復が提唱されるようになると、牧師が原住民族言語のテキスト編纂に関わるという動きが見られるようになるのである⁷⁰。こうして教会という空間に原住民族

の言語が踏みとどまり、維持、継承され続けたと考えられるのである。

注

- 1 近年の成果として、菅野敦志『台湾の言語と文字—「国語」・「方言」・「文字改革」—』（勁草書房、2012年）がある。
- 2 黄美金「台湾原住民母語教学現況和展望」（陳憲明総編輯『台湾原住民文化與教育之發展』台北、国立台湾師範大学人文教育研究中心、1998年）、88-89頁。具体例として、次のルカイの例を掲げる。「1958年出版のものは少ないページ数で、編んだ字母を紹介するのみで、用いた字母はパイワン語で編んだ教材によっており、国語注音符号だった。読み手は教会信徒で、この1冊がルカイ語学習唯一の教材だった。簡素なつくりだがその効果は大きかった。後に教会はこの字母を使い各種ルカイ語聖書の記事を翻訳し、この字母は現在まで使用されている。……戒厳令解除後、台湾原住民長老教会と聖經公会が連携し聖書翻訳に着手し毎年予算を組み、聖書翻訳を重要工作とした。……聖書翻訳を進めるべく各族母語の文字略号を統一するため、ローマ字字母をそれまでの国語注音符号に代替するものとした。一方では多くの人（非原住民族）が容易に原住民の言葉を学べるようにするためでもあった。……1988年8月には初歩的なルカイ語ローマ字字母を定めた。これは数年来研究者らの関連著作を参考し研究を重ねたものである。この27個の字母を用いた『魯凱語初級読本』の編集は2名の代表に任せられ、審査小組（ルカイ族の経験豊富な牧師、若手牧師、そして聖經公会代表）の幾度かの審査修正、整理を経て完成した」（頼阿忠（雅流霧）「魯凱語的現況與維護」、李壬癸・林英津編『台湾南島民族母語研究論文集』台北、教育部教育研究委員会、1995年、188-190頁）。また、教会関係者がいわば生き字引きとして現代の山地社会で活躍する様子を描くものとして、王蜀桂『讓我們說母語』（台北、晨星出版、1995年）などがある。
- 3 本稿でいう「山地社会」とは、主として台湾の総人口の約2%（約50万人）を占めるオーストロネシア語族系の人々（現代台湾では彼らは「台湾原住民族」という名称を公的に獲得している）が居住する地域をさす。
- 4 「脱植民地化の代行」とは、近年、若林正丈が提起している次の把握のことである。「統治エリートから見れば、自身の『中華民族』観に沿ったこれらの国民統合政策こそが台湾の脱植民地化に他ならなかった。しかし、『反共復国』を堅持し強力な政治警察を抱えた蒋介石政権の進める脱植民地化は、実際に植民地統治を受けた台湾人からすれば、『代行された脱植民地化』であり、そこに生じた抑圧は政治エリートの二重構造や『台湾的なるもの』からの価値剥奪のような不平等な構造を伴っていたから、一種の植民地性があったと言える。少なくとも、本省人の側からはそのように感得される場合が多かったのである」（若林正丈「試論：日本植民帝国「脱植民地化」の諸相—戦後日本・東アジア関係史への一視角—」、黄自進主編『東亞世界中的日本政治社会特徴』台北、中央研究院人文社会科学研究センター、2008年、290頁）。
- 5 戦後台湾山地におけるキリスト教布教に関する研究は、林素珍「台湾基督長老教会対台湾原住民宣教之研究（1912-1990）」（台中、東海大学歴史学研究所碩士論文、1992年）などや、台湾基督長老教会総会歴史委員会編『台湾基督長老教会百年史』（台北、台湾基督長老教会、1995年）、総会原住民宣道委員会編『台湾基督長老教会原住民族宣教史』（台北、台湾基督長老教会総会原住民宣道委員会、1998年）など教会関係者による出版物がある。筆者はこうした文献から、適宜、山地での布教で用いられた言語についての記述を引きつつ、新たに発掘した国史館所蔵文書などを用いて論じていく。また戦後台湾山地社会における言語政策研究は、わずかに鄭惠美「台湾光復後原住民語言政策演變之分析」（台北、国立政治大学民族学系碩士論文、1999年）、林英津「原住民族語言政策的觀察—從『国語政策』到原民会的『族語認證』—」（黄樹民・章英華主編『台湾原住民政策變遷與社会發展』台北、中央研究院民族学研究所、2010年）といった政策史を追うにとどまる論文が存在するのみである。
- 6 アジェージュは具体例として、アメリカにおける宗教が言語維持に果たした役割を次のように述べている。「19世紀にアメリカ合衆国のノルウェー人は、たがいに競合しつつ散在する多くの英語話者プロテスタント教団に敢然と立ち向かって、ルター派教会を中心とする自分たちの立場を固めようとした。こうして、宗教が集団の団結力をもたらしたのである。アメリカ合衆国を見渡せば、宗教が重要な役割を演じている例が他にもいくつか見つかる」（クロード・アジェージュ（糟谷啓介訳）『絶滅していく言語を救うために—ことばの死とその再生—』白水社、2004年、246-247頁）。
- 7 黄英哲「戦後台湾における『国語』運動の展開—魏建功の役割をめぐって—」（『法学研究』第75巻第1号、2002年）、407-410頁など。

- 8 黄智慧(鈴木洋平・森田健嗣訳)「台湾における日本観の交錯——族群と歴史の複雑性の視角から——」(法政大学国際日本学研究所編『地域発展のための日本研究——中国、東アジアにおける人文交流を中心に——』法政大学国際日本学研究所センター、2012年)、58頁。
- 9 具体的には次の湯守仁(ツォウ族)による記録(「湯守仁報告叛乱案情之曲折及自述各乙份 附件二:一個失自由的高山同胞自述 民国43年1月19日」)が参考になる。「光復当初我々山地人にとっての祖国とは、白い紙と同じように全く理解がなかった。なぜなら我々の山地に中国文化というものを見いだせないからである。全く未知の事物について、我々は感情を表現することはできず、ゆえに山地人は平地人のように喜び勇んで祖国の接收官員を歓迎するということとはなかった。実際のところ、当時ある未知の事物について漠然とした不安と期待を抱いていたのであった」(何鳳嬌編『戦後台湾政治案件 湯守仁案史料彙編(二)』台北、国史館・文建会、2008年、833-834頁)。なお、日本統治時代であれば、近藤正己が次に述べるように、原住民族自身の声を読み取ることでできる資料『理蕃の友』が存在する。『理蕃の友』のなかで最も貴重なのは、おそらく先住民自らの言葉である。それがたとえ『奴隷の言葉』で発せられていても、われわれ日本人はそれを何度も読み返し、それが何を意味しているのかを想わなくてはならない。『理蕃の友』の廃刊後になると、急速に死亡率が高くなり、帰還できなかった大勢の高砂義勇隊員がいたのだから」(近藤正己『台湾総督府警務局理蕃課編 理蕃の友別冊』緑蔭書房、1993年、13頁)。戦後台湾には『理蕃の友』に類する出版物はなく、しかも原住民族の声を代弁する人物(省議会議員の林瑞昌(タイヤル族)など)は白色テロ下で処刑される存在となる。呉叡人「台湾高山族殺人事件——高一生、湯守仁、林瑞昌事件之政治史的初歩重建——」(許雪姬主編『二二八事件60週年紀念論文集』台北、台北市政府文化局・台北二二八紀念館、2008年、325-363頁)などを参照。本稿では使用言語や信仰の問題を扱うため、原住民族信徒自身の声に接近し留意する必要性は深く承知する。だが後で引用する『台湾基督長老教会総会議事録』、『玉神之音』のように外からの者が原住民族信徒の様子を記した記録や、国家の関係者により記録された国史館所蔵文書が残されるにすぎず、原住民族信徒当事者の声を掬い取る手立てがあまりない。また、フィールドワークにより当事者の声を掬うという方法もあるが、目下、戦後台湾山地社会の言語政策史研究は注5に示したとおりである状況に鑑み、ひとまずは入手可能な文献資料による整理、考察を行う作業を進めることとし、本稿では外部の者による記録を用いて信徒のおかれた状況を描く。
- 10 田明賢によるインタビュー記録(田明賢「布農族宣教勇者田光明牧師宣教史録」花蓮、玉山神学院研究所道学碩士論文、2003年、32頁)。田光明は1927年現在のGaulus(南投県)に生まれ、一家はさらに現在の花蓮県方面へと遷移する。蕃童教育所卒業後、崙山駐在所(花蓮)勤務。1949年より南投県ブヌ族各部落への宣教活動を始める(同上論文、42-43頁)。
- 11 台湾基督長老教会総会歴史委員会編『台湾基督長老教会百年史』(台北、台湾基督長老教会、1995年)、298頁。原住民族の多くがキリスト教徒になったが、その理由について、主に山地での布教者を養成する玉山神学院院長を務めたことのある楊啓壽は、次の見解を示している。「アメリカという国は日本に戦争で勝ちました。だからアメリカ人の信じている神様は日本人の信じている神様よりも強い、それゆえ、キリスト教の神は信ずるべき神様だということです。また、長い歴史において圧迫されてきた彼らは、急に外から来た親切や愛に触れて、感銘を受け、クリスチャンになりました。これも要因の1つだと言われています。また、酋長が頭目であった彼らの社会は、もし酋長がクリスチャンになれば、村全体の人々がクリスチャンになってしまう社会でもありました。彼らは、文化上、歌やお祝いが好きなので、キリスト教は歌や賛美を通して彼らの心を喜ばせ慰めたため、キリスト教が早く受け入れられる道を作ったという説もあります」(楊啓壽『台湾基督長老教会の過去・現在・未来——原住民族宣教と民主化運動——』日本基督教団北海教区アイヌ民族情報センター、2005年、16-17頁)。また、同じような逸話も記録されている。「第二次世界大戦後、最初に台湾に戻った外国人宣教師は孫雅各牧師だった。1946年6月孫は花蓮の山地教会へ赴き、多くのタロコ族、アミ族が入信していることを確認した。また、関山ではあるブヌ族頭目が多くの人々を引き連れ孫を歓迎した。なぜなら、頭目の長男が戦争で日本軍に徴兵され従軍したものの、南洋で米軍捕虜となり、米軍の愛護を受け、さらに戦後台湾に戻るときその長男に多くの物を贈ったからだ。よって、頭目は米国人の慈悲に感激しており、孫牧師に対して『あなたたちがもし人を遣わしてキリスト教の布教に来るならば、私達はみな信徒になる』と語った」(胡文池『憶往事看神能——胡文池牧師回憶錄——』台南、人光出版社、1984年、20-21頁)。ただ、キリスト教の定着には地域差があった。「戦後まもなくの頃に〔タイヤル族に〕布教されたキリスト教、とりわけ長老教は徹底的に旧慣の破棄を村人に迫った。初期のころの布教政策は、衣類や麵包(パン)などの食料を分配して信徒を獲得していたので、『麵包教』と陰口を叩かれもしたが、またたく間に勢力を拡大し、村人をいずれかのキリスト教宗派の信徒とさせてしまった。この宗教は異郷の神々の存在を許さず、定着する

に従って伝統的な民俗行事を攻撃し、その撲滅を図った。特に長老教は『迷信』の打破に積極的で、このため病気治療に際しての呪術的行為は影を潜めた。この経過は未成道男の報告したプマ族の辿った軌跡とは違っている。台湾の東南海岸に居住するプマ族には、戦後、キリスト教が布教されたが、根を張らず、いとも簡単に人びとは脱キリスト教化し、伝統的な呪術の世界が復活してしまった。当然ながら、それには理由がある。もともとプマ族には祖先祭祀の習慣が見られ、祖先の祭りを疎かにすれば病気になるという信仰が根を下ろしていた。キリスト教はこの祖先祭祀の世界までは踏み込めなかったようであり、それだから『治りにくい病気は、祖先を棄て異国の教えに入った祟りとして』考えられた。病気治療の動静が常に脱教の動機になっていたわけである」（山路勝彦『台湾タイヤル族の100年—漂流する伝統、蛇行する近代、脱植民地化への道のり—』風響社、2011年、159-160頁）。

- 12 原住民族の言語を積極的に使った理由として、単にコミュニケーションをはかることだけでなく、信徒の言語を用いること、という布教者の確固たる意思が存在していた。楊啓壽によれば、原住民族への布教拠点として玉山神学院が建設されたが、これについて、「共通語は北京語であっても、それぞれの民族が自らの言葉を尊重して学び、そこに民族の魂を発見するという教育方針を立てた。そして、学生が原住民ということに自らのアイデンティティを見出し、尊厳をもって生きるように求めた。少数者であり、かつ軽蔑され差別された原住民が民族の尊厳を回復するためには、これは大切な点である」（楊啓壽『傷ついた葦と共に』日本キリスト教団出版局、2003年、61-62頁）と述べるように、原住民族の側に立った見地からの布教が行われていた。
- 13 曹永洋『粒粒活命』（台南、人光出版社、1998年）、80頁。ブヌン族に伝わるある伝説に、「太古の昔、彼らはもともと自らの文字を持っていたが、洪水が氾濫し、文字が埋没して、すべてが文盲（原文のママ）になったので、ブヌンの人は自らの文字を持ちたいと願っていた」という理由があったとされる（同上書、87-89頁）。
- 14 同上書、87-89頁。
- 15 劉傳（Tal Bang）はブヌン族初の布教者。また胡文池からブヌンの言葉の書き方を学んだ者の1人である（同上書、80、98-99頁）。
- 16 台湾基督長老教会総会歴史委員会編、前掲書、408頁。
- 17 台湾省警務処、1947年11月27日、「山地伝教」台東県政府→台湾省警務処、事由：電為報請通令查禁真耶穌教非法傳教由、入蔵登録号063000001137A〔国史館所蔵〕。台湾省警務処、1947年11月27日、「山地伝教」台東県政府→台湾省警務処、事由：為発見耶和華教日文經書『国々の民よ歡喜せよ』書予以厲禁由、入蔵登録号063000001137A〔国史館所蔵〕。
- 18 教育部秘書室編『四年来教育施政概況』（台北、教育部秘書室、1954年）、114-115頁。
- 19 台湾基督長老教会総会、1953年4月2日、「山地伝教案」台湾基督長老教会総会→台湾省警務処（副本：行政院、教育部、内政部、民政庁、教育庁、警務処、中央党部第六組）、事由：為呈請維護山地基督教傳道暫准兼用本省語及山地語伝教由、入蔵登録号063000001138A〔国史館所蔵〕。
- 20 「第二屆台総第一次総委会（1953年5月7日）」『台湾基督長老教会第二屆総会議事録 附第一～三次総委会議事録』（台北、台湾基督長老教会総会、1953年）、15頁〔台湾基督長老教会総会事務所所蔵〕。
- 21 「第二屆台総第二次総委会（1954年2月22日）」『台湾基督長老教会第二屆総会議事録 附第一～三次総委会議事録』（台北、台湾基督長老教会総会、1954年）、21頁〔台湾基督長老教会総会事務所所蔵〕。
- 22 蘇澳分局からの報告「本管轄南澳鄉南溪村各教会信徒は、近頃みながひとしく日本語聖書を持ち参加している。山地での国語推進に実にあらずかではない影響を与える。日文および羅馬文字聖書の処理弁法甲款にもとづき、没収の措置をとった」（台湾省警務処、1956年3月13日、「取締日文羅馬聖經」宜蘭県警察局→台湾省警務処長栄、事由：呈送被没収南溪村各教会信徒日文聖經二十八本請〇〇〇〔判読できず〕、入蔵登録号063000001150A〔国史館所蔵〕）。
- 23 里港分局からの報告「本分局〇〇〔判読できず〕派出所からの報告によれば、管轄の住民である山胞の徐朝来、江玉枝、汪青貴3名は日本語新約聖書を持っていたが、5月20日午前9時当該村教会で警員劉冬順に発見されたのち没収した」（台湾省警務処、1956年6月6日、「取締日文羅馬聖經」屏東県警察局→台湾省警務処長栄、事由：為呈報山胞徐朝来等三名持有日語文聖經三冊請察核、入蔵登録号:063000001150A〔国史館所蔵〕）。
- 24 「管轄する山地で押収した日本語聖書16冊は、1月25日に焼き払った」（台湾省警務処、1957年2月5日、「取締日文羅馬聖經」台湾省政府嘉義県→台湾省政府、事由：呈復本轄山地查獲日文聖經已焚燬謹請核備由、入蔵登録号063000001150A〔国史館所蔵〕）。
- 25 「泰安分局46年3月27日安警山字第525号の報告によれば、林木綿と邱秋娘から新約聖書各1冊、林育志から旧新約聖書1冊を押収したとある。前項日本語聖書は規定にもとづいた登記がなされておらず、本府は警

察局 46 府警山字第 5047 号令副本の規定により、没収し焼き払った」(台湾省警務処、1957 年 4 月 13 日、「取締日文羅馬聖經」苗栗县政府→台湾省政府、事由: 為焚燬未依規定登記之日文傳教書刊三本呈請核備、入蔵登録号 06300001150A [国史館所蔵])。

- 26 また楊啓壽によれば、平地にある原住民族の教会と山地の原住民族の教会では、日本語使用への制限に若干度合いが異なっていたとある。「戦後、国民党政府の原住民政策はコントロールして治めるというものであった。原住民を選別してエリートをつくりあげるというものであった。教育の場を与えて、公務員として雇い仕事を与える。そして、国民党員にするのであった。その結果、原住民教会の多くの会員は国民党員になった。国民党はそのような方法で、原住民と漢人を分離し隔離をつくりだし、政府寄りの原住民社会にしていった。1990 年までは、山地に入るためには必ず入山許可申請をしなければならないのである。こうして、原住民の徹底管理が厳しく敷かれた。言葉も北京語を強要し、日本語の使用を禁じた。原住民でアミ民族の教会は主に平地にあり、比較的統制がゆるいために日本語で説教ができたが、山の中に入ると、日本語を使用すると罰せられた。国民党政府は自分たちに歯向うような教会ではなく、政府の政策に服従するような教会にしたかったのである」(楊啓壽、前掲書、65-66 頁)。
- 27 「(1) 5 月 21 日に受けた報告では、桃園県復興郷高義村派出所警員白静波、山地保安指揮所宋鎮中が、本年 3 月 6 日夜 10 時、高義村基督長老教会礼拝堂内に年寄りらを集め、脅迫の言葉を帯びながら、高山の言語で布教する(講義詩を朗唱するなど)ことは許さない、と公言した。(2) 山地のほとんどの住民はいまだ国語を自由に操れず、高山の言語はわが国の 1 つの方言に属するので、外国語ではない。(3) 本山地宣道処は布教を通じて山胞の生活を改善し、山胞に国家の法令に従わせている。(4) 政府当局においては詳細を調べ、山胞に十分に宗教の自由を享受させていただきたい。台湾基督長老教会山地宣道処処長 孫雅各(台湾省警務処、1956 年 5 月 25 日、「基督長老会」北部台湾基督長老教会(宣道処)→台湾省政府民政庁(副本:台湾省警務処)、事由: 為不准使用高山語言傳道一事請為查明由、入蔵登録号 06300001140A [国史館所蔵])。
- 28 台湾省政府令、1953 年 8 月 28 日、「山地伝教案」事由: 據報山地郷村宗教団体仍多由羅馬文字及日文聖經傳教令停止弁由、受文者: 各県政府(副本宛先: 内政部、教育部、保安司令部、台湾基督長老教会、真耶蘇教会、警務処)、入蔵登録号 06300001138A [国史館所蔵]。
- 29 中国教育学会・中国教育学会台湾省分会編『台湾省山地教育実況調査報告書第一期』(台北、中国教育学会・中国教育学会台湾省分会、1954 年)、74-75 頁。
- 30 徐作霖編『台湾省青年服務団六年工作実録』(出版地不詳、台湾省青年服務団、1956 年)、43-44 頁。
- 31 キリスト教は 1950 年代から医療活動を通じて、山地の人々の人心を掴んできた。「1959 年 7 月 12 日、車で埔里に着き、そこでいくつかの教会事業である問診病院、児童療養院、山地孤児院、看護学校、児童肺病院、山地幼稚園師範学校を見学した。埔里基督療養院ではある国際教会機構の支援を受けていた。埔里の教会はこうした教会組織により極めて成果を挙げており、それはあるノルウェー人医業宣教師、吉斯勒福(Bjaine Gisletoso)の功勞に帰するものである。彼はノルウェーの富裕家庭出身で、ノルウェーを離れ台湾に来て人を助ける仕事についていた。……彼は金銭を 1 人で出して教会を建てた。だが、彼のプライベートな生活は極めて儉約的で、毎日の食費は 1 アメリカドルに当たる台湾元を越えるものではなかった。他に、彼は療養院では医師と協力し、全ての問診と入院患者を診察した。また彼は戻る家の無い、または父母の養育力のない児童の面倒の責を負った。……この清潔であり広いはいえない環境で、埔里の療養院は毎月平均約 8,000~9,000 人の患者を診ていた。……山胞の疾病は、教会の診療所や医院を除いては、無料で便利なところで治療を受けるのはとても少ない。こうした新しい医院は、夫人によれば、神の賜物であるという。世界遠景会はまさにこの病院の経費を募ったのである。政府による病院も山地の病人に医療を提供しているが、ある山胞は教会の病院の無料治療を受けることに喜びを感じている」(董顯光『基督教在台湾的發展』台北、著者出版、1970 年、119-120 頁)。
- 32 許秀明『山地社会』(台北、著者出版、1960 年、73 頁)。
- 33 台湾省警務処、1956 年 4 月 30 日、「取締日文羅馬聖經」桃園県警察局→台湾省警務処処長楽、事由: 奉查為復興郷高義村伝教士使用山地語言傳教情形一案報請察核、入蔵登録号 06300001150A [国史館所蔵]。
- 34 台湾省政府地政処、1955 年 5 月、「山地行政檢討会(二)」1955 年 5 月 18・19・20 日 台湾省山地行政檢討会議案、案由: 請限制山地傳教以利推行民衆国語補習、提案单位: 台中県警察局、入蔵登録号 00400000553A [国史館所蔵]。
- 35 また、宣教師の行動が山地での政令伝達に重要な役割を果たす村民大会などへの参加を阻害する要因になっていると、警戒されていた。「一、司法行政部調査局 49 警外恵字第 151 号密件司法行政部調査局 49 護甲第 22670 号代電で、民間、及び山地保防工作 1958 年度の督導検査の総括として、建議・改善事項の意見は以下

- のとおり。山地宣教師のなかに、もし山胞が里民大会参加するのを阻む者がいれば、それは大々的に政令を阻害する行為であり、見つけ次第警察官署は注意を与えること。二、随時、この状況がみられるか注意を払い、見つけた時には止めさせ、また届け出ること」（台中県政府、1960年3月15日、「勸止山地伝教士阻止山胞参加里民大会」台中県警察局→和平分局（副本宛先：本局和平分局各派出所及び入山検査）、事由：密（山地伝教士有阻止山胞参加里民大会者、有発見希即勸止弄予呈報）、入蔵登録号 093000001318A [国史館所蔵]）。「一、台湾警備総司令部（51）栢權字第 794 号代電（一）本部は山地での教会の活動状況について十分把握するために、以下事項について報告ありたい。1、山地の教会の分布状況。2、教職人員（外国籍と華僑に分ける）の統計数字。3、信者の数の統計と、山地人口とのパーセント比率。4、各教会の政治背景についての分析。5、山地にある教会伝道の状況について（政治活動に従事しているか否か、また違法事実、互いの争いごとや摩擦といった状況など）」（台中県政府、1962年6月25日、「教会在山地活動情形」台湾省警務処→台中県警察局、事由：密、入蔵登録号 093000001372A [国史館所蔵]）。
- 36 具体的には当時の台湾省主席嚴家淦が次のように述べる施策のことである。「政府の山地行政の基本方針とは、山地の平地化であり、それはすなわち山胞の経済文化水準を向上させ、平地同胞〔平野部に住む漢民族〕と同じとすることである。数年後にはいわゆる山地・平地間の分け隔てはなくなり、1つに融合されるであろう。」（『国語日報』1956年4月18日、4頁）。また、同運動について詳細に研究したものとして、松岡格『台湾原住民族社会の地方化—マイノリティの20世紀—』（研文出版、2012年）がある。
- 37 台湾省警務処、1953年3月5日、「山地伝教」屏東県警察局→台湾省警務処処長陶、事由：不録由、入蔵登録号 063000001138A [国史館所蔵]。
- 38 同上文書。
- 39 台湾基督長老教会総会山地宣道処（執筆者：山地文学編譯委員会書記 穆克禮）→台湾基督教山地文学編訳委員会（副本宛先：アミ区会、聖經公会）、1961年6月6日付書簡（原文は日本語）[台湾神学院教会歴史資料中心所蔵]。
- 40 「阿美語聖經序言 PA'AYAWAY A SOWAL」中華民國聖經公会編訳『阿美語聖經—現代台湾阿美語訳本—The 'Amis Bible : today's Taiwan 'Amis version』（台北、中華民國聖經公会、1997年）、2頁。
- 41 1950年代後半、60年代に至ってもキリスト教信仰で日本語が使われていることは、次の資料からも明らかになる。「花蓮県山地キリスト教会伝道師はみな、日本語での布教を行っている。光復からすでに十数年あまりにわたり出されている山胞の日本語使用禁止政府令に反する見地からみて、地方政府は民衆への教育が十分ではない。以後、布教では絶対に日本語使用を禁止し、また地方政府に国語教育の強化の責務を負わせ、推進結果の優劣によりその機関の成績を考査する」（台中県政府、1958年4月7日、「禁止日語伝教」台湾省政府教育庁→花蓮県政府（副本送付先：宜蘭、台北、桃園、新竹、苗栗、台中、南投、嘉義、高雄、屏東、台東などの県政府）事由：据報貴県山地基督教会伝教士均用日語伝教一案函請查照、入蔵登録号 093000000035A [国史館所蔵]）。さらに他の宗派も、日本語が山地での布教に有用であると認識していた。「(一) 伝えられるところによれば、本年8月31日午前、大同教アメリカ籍輔導委員会（黒人41歳）[原文のママ]と、本省青年（男18歳、花蓮県光復郷の人）が、花蓮市から光復郷豊濱郷にかけてのアミ族居住地域で布教を行い、……大同教日本語月刊（バハイ月報）と大同教日本語新禱詞（ハハウラ祈）小冊子各一冊を贈っている。……結果、布教の実施重点箇所と大同教の教友は広く10の郷村に及び、今では9つの族の者が大同教を信仰している。特に「アミ族」「タロコ族」の教友が最も多い。……(二) 大同教は我が国域内で、公然と日本語書籍で布教している。広く我が民族意識及び山胞への国語布教に影響を及ぼす。さらに本省同胞の日本人を懐かしく思う心理を助長するものである。その布教は、形の無いまま我が民族精神と文化に侵害を及ぼし民心に影響し、国策に甚だしく反する。厳格に広く取り締まる。(三) (略)」（苗栗県政府、1965年12月6日、「取締迷信伝教宣伝」台湾省警務処→花蓮県警察局（副本：各県市警察局（所）、基隆、高雄、花蓮港務警察所）、事由：摺報大同教以日文書刊公開伝教一案、令希遵照查処、入蔵登録号 09200000002A [国史館所蔵]）。
- 42 中華民國聖經公会編「聖經公会工作報告」（『聖經公会在台湾工作及賬務報告』台北、中華民國聖經公会、1965年11月～66年10月）、9-10頁。以下、筆者が閲覧できた1968年分までの同報告でも、やはり同じ項目が立てられ、原住民族の各言語による聖書翻訳への補助や、原住民族の日本語聖書購入補助について記されている（中華民國聖經公会編「聖經公会工作報告」『聖經公会在台湾工作及賬務報告』台北、中華民國聖經公会、1966年11月～67年10月、7-8頁及び中華民國聖經公会編「聖經公会工作報告」『聖經公会在台湾工作及賬務報告』台北、中華民國聖經公会、1967年11月～68年10月、8-9頁 [中央研究院民族学研究所所蔵]）。
- 43 台湾基督長老教会総会山地宣道処主辦『山地伝道工作研究会記録』（台南、台南神学院、1964年4月7、8日）、21頁 [中央研究院民族学研究所所蔵]。

- 44 同上書、7頁。
- 45 苗栗縣政府、1966年5月7日、「取締迷信傳教宣伝」台湾省警務処→宜蘭縣警察局(副本:各県警察局(所))、事由:拋報山地教会発行刊行物提倡山地語言一案希知照、入蔵登録号09200000003A[国史館所蔵]。
- 46 『台湾基督長老教会總會第十八屆通常議會議事録』(台北、台湾基督長老教会總會、1971年)、64-65頁[台湾基督長老教会總會事務所所蔵]。
- 47 「外事社会治安調査報告表」受文者:嚴恒先生、標題:梅園基督長老会活動情形、原報人:第1181号、1975年7月6日、樟山村、「外事社会治安調査報告表」受文者:嚴恒先生、標題:高中基督長老会舉行政総統蔣公追思礼拝、原報人:第1256号、1975年5月5日、高中村(台湾省警務処「教会活動調査表」入蔵登録号063000009462A[国史館所蔵])。
- 48 「社会治安調査報告表」受文者:嚴恒先生、標題:大武基督教安息日会之傳教活動及組織、查報人或查報單位:120、1975年6月1日、霧台鄉大武村(台湾省警務処、「教会活動調査表」入蔵登録号063000009463A[国史館所蔵])。
- 49 「社会治安調査報告表」受文者:嚴恒先生、標題:義林聖道会動態、查報人或查報單位:1105、1975年4月18日、屏東県来義鄉、「社会治安調査報告表」受文者:嚴恒先生、標題:義林聖道会動態、查報人或查報單位:1105、1975年4月18日、屏東県来義鄉、「社会治安調査報告表」受文者:嚴恒先生、標題:伊屯循理会動態、查報人或查報單位:1306、1975年4月14日、屏東県獅子鄉、「社会治安調査報告表」受文者:嚴恒先生、標題:内文長老会動態、查報人或查報單位:1317、1975年4月5日、屏東県獅子鄉(台湾省警務処、「教会活動調査表」入蔵登録号063000009463A[国史館所蔵])。
- 50 「社会治安調査報告」受文者:嚴恒先生、事由:本轄新城鄉嘉里村基督教復臨安息日会之異動情形、報請鑑核。原報人:43号、1975年12月23日、地点:花蓮、「社会治安調査報告」受文者:嚴恒先生、事由:本轄壽豊鄉月眉村基督教真耶蘇教会之異動情形、報請鑑核、原報人:43号、1975年12月23日、地点:花蓮(台湾省警務処「教会活動調査表」入蔵登録号063000009457A[国史館所蔵])。
- 51 「社会治安調査報告」受文者:嚴恒先生、事由:為瑞士籍傳教士傅光業之言行活動報請鑑核。原報人:041、1975年11月29日、地点:花蓮(台湾省警務処「教会活動調査表」入蔵登録号063000009457A[国史館所蔵])。
- 52 台湾省警務処、1974年2月14日、「玉山神学院舉辦山地幹部講習会」嘉義県警察局→台湾省警務処。主旨:奉交查玉山神学院舉辦山地幹部講習会情形、入蔵登録号063000004141A[国史館所蔵]。
- 53 さらに、日本人宣教師が山にやってきて、日本語で布教をし、日本の歌、特に第二次世界大戦中に歌われた歌を披露し、人々が懐かしんで吸い寄せられていた、という報告もなされている。「佐藤の説教では教会の賛美歌を歌わずに、突然、日本の古い歌を歌いだしたのである。……民心に影響を与える。連警官の報告によれば、佐藤が歌った歌とは第二次世界大戦期間中の日本歌曲である」(「社会治安調査報告」受文者:嚴恒先生、標題:日籍牧師傳教情形、1975年9月11日、地点:苗栗、台湾省警務処「教会活動調査表」、入蔵登録号063000009458A[国史館所蔵])。「……本年8月中旬、日本から牧師、藤原の訪問布教で、再び長老会教友の信仰熱を巻き起こした。教会につくと礼拝堂に泊まり、牧師、信徒らと礼拝する。土地の風俗習慣にすぐ溶け込み、部落の小規模な礼拝堂で日本語で説教をするので、山地教会友を非常に吸い寄せている」(「社会治安調査報告」受文者:嚴恒先生、標題:日籍伝道士藤原宏昭於本轄傳教情形報請察核、1975年10月7日、地点:台東、台湾省警務処、「教会活動調査表」入蔵登録号063000009460A[国史館所蔵])。
- 54 孫大川(1953年生まれ、プユマ族)はこのことについて、次のように述べている。「……社会構造と信仰の崩壊や歪みは確かに私の生い立ちの中での衝撃的な出来事ではあったが、言語の喪失がもたらした世界の悲惨さと同列に論じるわけにはいかない。原住民九族がもともと文字を持たないことに加えて、1950年代中頃に政府が厳格に執行した『山地国語推進法』によって文字のよすがを持たない脆弱な原住民の母語体系は壊滅的な破壊を受けた。言語の喪失は歴史的な記憶を曖昧なものにしてしまっただけでなく、世代間のコミュニケーションや経験の伝承の媒介をも失わせた。我がプユマ族の経験で言うと、1950年以降に生まれた者の多くはプユマ語で複雑な話ができず、歴史上の故事来歴についての認識も非常に表面的なものしか持っていない。その後の世代の若者たち、特に三代目の者たちに至ってはほとんど『外国人』で、文化的アイデンティティの問題は彼らにとっては完全に神話である。……」(孫大川(安場淳訳)「歴史を生きる—原住民の過去・現在そして未来—」、下村作次郎編『台湾原住民文学選6 晴乞い祭り 散文・短編小説集』草風館、2008年、317-319頁)。
- 55 葉保進「專論 山地教会諸問題」(『玉神之音』第13期、1979年4月30日)、2頁。
- 56 張明佑「專題 山地要更好—訪問吳鳳區各教會的感想—」(『玉神之音』第30期、1982年2月28日)、3頁。
- 57 同上資料。
- 58 前掲『台湾基督長老教会總會第十八屆通常議會議事録』、65頁。

- 59 中華民国聖經公会編「出版工作報告」（『中華民国聖經公会工作報告』台北、中華民国聖經公会、1978年11月～1979年10月）、9頁〔中央研究院民族学研究所蔵〕。
- 60 中華民国聖經公会編『中華民国聖經公会工作報告』（台北、中華民国聖經公会、1979年11月～1980年10月）6頁〔中央研究院民族学研究所蔵〕。
- 61 同上資料、8頁。
- 62 中華民国聖經公会編「董事会主席陳溪圳『主必應許』（『中華民国聖經公会1978年度工作報告』台北、中華民国聖經公会、1977年11月1日～1978年10月31日）、2頁〔中央研究院民族学研究所蔵〕。
- 63 両者とも山地の村落社会を瓦解させたという批判もあがっている。孫大川はこのことについて次のように述べている。「村落社会の瓦解：私の記憶では、私の村には1959年ごろカトリックが正式に伝わり、続いてプロテスタントの長老教会とバプテスト教会がやってきた。カトリックの外国人神父は村の伝統的な社会風俗に比較的共感を表し、それぞれの行事なども禁止しなかったばかりか自ら参加したりしていたのに対し、プロテスタントの方は批判的だった。この異なる布教のやり方は村落に分裂をもたらした。……教会はアニミズムを信奉していたプユマの人々をわずかな間に一神教に帰依させたのである。村落固有の信仰にもとから批判的だったプロテスタントは別としても、伝統的な風俗を尊重したカトリックにしる、その形式を残そうとしただけで、内容を残そうとしたわけではなかった。その目的は、固有の宗教信仰を捨てさせることに他ならなかった」。「光復後、特に1950年代中ごろになると、政府はだんだんと原住民に対して『統合』と『同化』を求めるようになり、体制内に完全に組み込もうとした。あっという間にその効果は現れ、村落固有の社会組織は瓦解した。村落のリーダーは平地籍の村の幹事にその地位を取って代われ、『会所制度（Palakuwan）』の機能も急速に失われていった。……社会構造の瓦解はその社会が抛りどころにしていた宗教信仰をも失わせ、村はカトリック、プロテスタント、仏教などの宗教の争奪の対象となった」（孫大川、前掲書、315-317頁）。楊啓壽はキリスト教の布教が山地社会を分断した可能性もあるという自省の念をこめて次のように述べている。「今日みなさんが台湾の原住民に行きますと、必ず教会を見ることができます。しかし遺憾ながら1つの村に1つだけ教会があるのではなく、3つや4つの教会がある村もあります。人口が多くはない、山地の村の間に4つもの教会があるというのは、神様の祝福というよりも、かえって様々な難しい問題を投げかけてきました。つまり、台湾基督長老教会以外にもカトリック、バプテスト、セブンスデーアドベンチストなど、様々な教会がこぞって山地へ入り、自分の教派の教会を建てたのです。このために元来は1つのコミュニティ、共同体であった原住民の部落が、キリスト教の信仰によって引き裂かれてしまいました。1つの家庭でも、お父さんがカトリック、お母さんが長老教会、そして子どもたちが安息日会の、セブンスデーアドベンチストの信者、というようにわかれてしまって、時折喧嘩せざるを得ない状況に陥ったのです。このために台湾の人類学者が、キリスト教は台湾の原住民に対し悪影響を及ぼしたと非難しています。もちろん原住民の社会が崩れてきたことの要因は、キリスト教の宣教にだけあるものではありません。実際に様々な外来との接触によって、元来の伝統が崩されていき、自分の文化が壊されていったことは事実でした。ただ、教派の違いによって、元来一つであった村を、教会の伝道によってずたずたに引き裂いたことは、反省せざるを得ません。……」（楊啓壽、前掲『台湾基督長老教会の過去・現在・未来』、16-17頁）。
- 64 台湾省政府教育庁「各県山地国民学校改進教学方法應用注意事項」（1952年1月10日）、「1、授業方法は直接法を主とし、理解を助けるため、実物、図表やグラフ、模型といった教具をできるだけ用いる。2、授業の言語は、低学年では斟酌して山地語を使う他は一律に国語を用い、日本語使用を厳禁とする。教員が学生と話をするときも同じである。……」（張博宇『慶祝台湾光復四十週年——台湾地区国語推行資料彙編（上）——』南投、台湾省政府教育庁、1987年、100-101頁）。パイツ・ムクナナ（ツォウ）の文学作品にも学校で原住民族言語を話すことが罰が加えられた、という描写があり参考になる。「あの当時、ほかにも声高に叫ばれたのが、今の『國家』の言葉を学ぼうという運動でした。このため、あなたの孫娘であるわたしは、小学校低学年のとき学校でついうっかり、イノのお腹の中にいるときから慣れ親しんだ母語をくちばしてしまい、辱めを受けたことが何度かありました。母語を話すと、『違反』と書かれた板を一日じゅう首からぶら下げていなくてはならないのです。高学年のいたずらっ子がやってきて、わたしを指差し、『ばかじゃないのか、山地のことばを話すなんて』と罵りました。ばかなわたしは、なぜこんな辱めを受けるのか、わけがわかりません。どうしてイノが話す言葉をつかうのが間違いなのか、不思議でなりませんでした」（パイツ・ムクナナ（松本さち子訳）「親愛なるアキイ、どうか怒らないでください」、孫大川・楊南郡・サキヌ他『台湾原住民族文学選4 海よ山よ——十一民族作品集——』草風館、2004年、308頁）。
- 65 嘉義県具鳳郷（後に阿里山郷へと名称変更）の例をみると、多くが1クラスに3学年の児童を詰め込み、計20、30人くらいになっていた。教員は地元の原住民族が担っていたものの、「今日、山地国民学校の児童

- の成績は悪いが、教師が実にその重要な要因を占めている。少数の教師を除き、国語の基礎は多くの教員でひどく、その知識に欠けている。授業時の誤りがとても多い。その授業方法とは本にそって字を教え説明するだけで、他の方法がない」と観察されていた。しかも教科書は平地とは異なり、比較的簡略で浅い内容となっていた。よって、山地児童が平地において中学を受験するのは難しく、進学を希望する場合、卒業後に1、2年の補習を受けてようやく合格できたのである(謝鍾銓「從輔導山地國民教育談今後的改進」、『国教之友』台南、台湾省立台南師範学校国教之友編輯委員会、第99期、1955年、2-5頁)。莫那能(モーナノン)(1956年生、台東県達仁郷パイワン族)が語るには、「私たちの学校の教師はおおよそが漢人であったが、漢人以外に、何人かの国民党退役の軍人がいた。そのなまりはひどく、彼ら自身、国語をうまく話せなかった」と、教員の国語力問題を指摘している。さらに続けて「部落にやってきた漢人教師は、その多くは都市で周縁化された者であり、適任でない者を部落によこしてきた。警察も同じだった。よって彼らの性格はひどく、辺境に飛ばされたという感じがあり、性格もねじ曲がっていて、非常にきつく学生を罰していた。もちろん全員ではないが、こうした教師にあたってしまうと、学生は学び続けられなくなるので、勉強とは仕方のないものだ、と考えてしまった」と述べている(莫那能『一個台灣原住民的經歷』台北、人間出版社、2010年、41-44頁)。
- 66 『国語日報』1959年7月6日、第3版によれば、「病氣、農繁期の手伝い、雨具が無い、大人が子供を地域行事に出す、平地へ出かける、さらに学校設備が古く、体育の器材もないので学校に興味を示さない、家庭が貧しく家事の手伝いをする、学用品が買えない」、さらには「宿題ができておらず先生から叱られないようにするため」、といったものが挙げられていた。結果、授業の進捗具合が遅くなり、月日を重ねることで、おのずと児童の学力は下がってしまうのだった。記者の観察では、6年生児童の学力は、平地の3、4年生と同程度だったのである。
- 67 嘉義県呉鳳郷の例によれば、毎晩2時間の授業が行われ、出席率はよかったのだが、通学に徒歩で1、2時間かかっていた。しかも女性は子供を背負って授業に出ていた。ところが「毎年1冊の本を教え、教師、学生は毎日参加するものの、結果、字を読めない、書けない、日常生活の国語も聞きとれない、話せない、と効果が全くあがっていない」といった声があがっていた。しかも「教師は昼間に仕事をし、夜は民教班で教壇にたつ。……昼間の教員が交代で兼任している。これは教師の健康や授業準備などに大きな影響を与えているのでは?」と、負担増による非効率さも指摘されていた(謝鍾銓、前掲論文、2-5頁)。
- 68 台湾省民政庁の委託により行われた調査(中央研究院民族学研究所の研究者らが実施)によれば、山地での非識字率は、1953年は33.20%であるが、1957年には13.13%、1972年は9.32%、1978年は7.66%と、統計上は国語普及の進展が確認できる。同調査の解説文には、「[山地では]基礎教育についてはかなりの効果をあげ、非識字人口が低下した。……山地教育政策は成功と失敗が半分ずつである。成功とは各種保護的な山地教育政策により山地社会人口の初級教育水準は確かに年々高まったことだ。……失敗とは高等教育の状況が悪化していることだ」とある(李亦園計画主持・台湾省政府民政庁委託・中央研究院民族学研究所研究『山地行政政策之研究與評估報告書』台北、中央研究院民族学研究所、1983年、56頁)。よってひとまずは、戦後の義務教育課程を通じ山地では国語が着実に普及されたとみることができる。
- 69 台湾東部三県(宜蘭、花蓮、台東)での調査結果「山地郷民衆説国語情形評量問卷(民衆用)」(1983年)の分析によれば、(1)民衆は約80%の者が国語を理解するが、7%は理解できない。国語力と年齢、教育程度には密接な関係がある。年齢でいえば、40歳以下で教育程度が高ければ、国語を聞き話せる率は高まる。(2)民衆はいかなる場所でも国語を使うが、国語を使う場所や年齢と教育程度は関連性がある。教会の礼拝で国語を使う機会は最も少ない。(3)略、(4)民衆の信仰する宗教はキリスト教が最も多く、その次は天主教。その布教で使用する言語は原住民族の言語が最も多く約35%、その次は国語である。なお、原住民族の言語を用い、さらに国語に訳すという方法をとる比率も非常に高い。(5)宗教で使用する聖書の文字は国語が最も多いが、25%ほどはローマ字を使っている。(6)略、(7)民衆の66%はテレビやラジオの国語番組を理解し、またその影響はとても大きい。だが、20%前後の人は全くもって理解できない。これは年齢と教育程度に関連する。(8)民衆に国語を話す影響を最も与えるのは教師、その次は大衆メディア。国語指導員の影響はほとんど無いとある(徐晋治『台湾東部三県市山地郷国語文教育現況調査研究』花蓮、台湾省立花蓮師範専科學校、1983年、37頁)。台湾東部三県の山地では公共の場は国語、教会は原住民族言語と国語、という図式になっていたことが分かる。
- 70 例えば、国立台湾師範大学成人教育研究中心編、李瑛主編、教育部・行政院原住民委員会指導『泰雅族語文化教材』(台北、国立台湾師範大学社会教育学系、1998年)では、タイヤル族民族会議議長、長老教会牧師の黄榮泉(Masa Tohui)が編纂に招かれている。

【付記】

本稿は日本学術振興会海外特別研究員、および東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所ジュニア・フェローによる研究成果の一部である。